新宿区公契約条例に関するお知らせ（事業場掲示用）

あなたのお仕事には

「新宿区公契約条例」が適用されます

条例に基づく新宿区独自の賃金の下限額（※）が定められています。

（※）条例では、賃金の下限額のことを「労働報酬下限額」と呼びます。

ご自身の賃金が上記の労働報酬下限額より低いと思う場合、新宿区又は受注者等に申出ることができます。申出をしたことにより、不利益な取扱いを受けることはありません。

契約（協定）名	
履 行 場 所	
履 行 期 間	

（１）適用される労働者

・事業者に雇用され、条例適用対象案件に係る業務に従事する労働基準法第９条に規定する労働者（正社員、日雇い労働者、パート、アルバイト等）
・自らが提供する役務の対価を得るため、事業者との請負契約又は業務の委託契約により適用となる契約に係る業務に従事する者（いわゆる一人親方）

（２）適用されない労働者

・同居の親族のみを使用する事業又は事業所に使用される者又は家事使用人
・労働基準法第９条に規定する労働者でない者（ボランティア、会社役員等）
・最低賃金法第７条の規定により最低賃金の減額の特例を受ける者（使用者が都道府県労働局長の許可を受けている者に限る。）
・適用となる契約に係る業務に直接従事しない者（事務員、材料の製造に従事する者）
・現場代理人、主任技術者、監理技術者等の現場技術者
・適用となる契約に係る業務に従事した時間が１か月あたり３０分未満の者

（３）労働報酬下限額

建設工事　**公共工事設計労務単価の９割の額（別紙参照）**

業務委託及び指定管理協定　**１時間あたり　１，５７３円**

４）申出をする場合の申出先

適用労働者は、労働環境に関する事実について、区長又は受注者に申し出ることができます。なお、当該申出をしたことを理由として、不利益な取扱いは受けません。

申出先		住所	連絡先
受注者			
受注関係者			
発注者（区）	総務部契約管財課契約係	東京都新宿区歌舞伎町１丁目４番１号　新宿区役所本庁舎４階	03-5273-4075

建設工事　労働報酬下限額（単位：円／1日当たり）

	職　種	労働報酬下限額		職　種	労働報酬下限額
01	特殊作業員	２７，６３０	27	普通船員	２９，４３０
02	普通作業員	２４，３００	28	潜水士	４７，４３０
03	軽作業員	１６，８３０	29	潜水連絡員	３４，３８０
04	造園工	２４，９３０	30	潜水送気員	３２，３１０
05	法面工	３０，２４０	31	山林砂防工	２９，２５０
06	とび工	２９，７９０	32	軌道工	５２，８３０
07	石工	２９，７９０	33	型わく工	２９，７００
08	ブロック工	２９，１６０	34	大工	２７，５４０
09	電工	３０，８７０	35	左官	３０，４２０
10	鉄筋工	３０，４２０	36	配管工	２７，０９０
11	鉄骨工	２６，８２０	37	はつり工	２８，０８０
12	塗装工	３２，８５０	38	防水工	３４，３８０
13	溶接工	３４，２９０	39	板金工	３２，２２０
14	運転手（特殊）	２７，９９０	40	タイル工	２５，０２０
15	運転手（一般）	２３，０４０	41	サッシ工	２９，９７０
16	潜かん工	３３，５７０	42	屋根ふき工	３２，２２０
17	潜かん世話役	４０，２３０	43	内装工	３０，９６０
18	さく岩工	３７，８００	44	ガラス工	３０，０６０
19	トンネル特殊工	３４，０２０	45	建具工	３０，９６０
20	トンネル作業員	２８，８９０	46	ダクト工	２７，０９０
21	トンネル世話役	３８，５２０	47	保温工	２５，７４０
22	橋りょう特殊工	３３，０３０	48	建築ブロック工	２９，７９０
23	橋りょう塗装工	３２，８５０	49	設備機械工	２５，２００
24	橋りょう世話役	３７，８００	50	交通誘導警備員Ａ	１８，４５０
25	土木一般世話役	３０，９６０	51	交通誘導警備員Ｂ	１６，８３０
26	高級船員	３５，７３０			